

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社			コード	8725
提出日	2026/6/5	異動（予定）日	2026/6/22		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	ロッシェル・カップ	社外取締役	○													○		有
2	石渡 明美	社外取締役	○													○		有
3	鈴木 純	社外取締役	○													○		有
4	岡島 敦子	社外取締役	○													○		有
5	瀬口 二郎	社外取締役	○													○	新任	有
6	國井 泰成	社外取締役	○													○		有
7	村山 由香里	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		異文化コミュニケーションに関する豊富な知見並びに日本及び米国における経営コンサルタントとしての経験を有しており、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループのグローバル展開について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しているため、選任しております。 また、当社が定める社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
2		サステナビリティに関する豊富な知見を有し、また、広報・コーポレートブランディングの統括責任者としての経験を有しており、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しているため、選任しております。 また、当社が定める社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
3		国際ビジネスに関する豊富な知見及び上場企業の経営者としての経験を有しており、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しているため、選任しております。 また、当社が定める社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
4		行政に関する豊富な知見及び経験を有しており、当該知見及び経験を活かし、専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しているため、選任しております。 また、当社が定める社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
5		コーポレートファイナンスや資本市場に関する豊富な知見及びグローバル企業の経営者としての経験を有しており、当該知見及び経験を当社の経営に反映していただくことを期待しているため、選任しております。 また、当社が定める社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
6		財務及び会計に関する専門的な知見及び法人経営の経験を有しており、当該知見及び経験を当社の経営に反映していただくことを期待しているため、選任しております。 また、当社が定める社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
7		弁護士として企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を有しており、当該知見及び経験を当社の経営に反映していただくことを期待しているため、選任しております。 また、当社が定める社外役員の独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

4. 補足説明

属性情報j. における「取引」に関し、当社が定めている軽微基準の概要は以下のとおりです。 ①当社との年間取引額が、当社ないし取引先の年間売上高の2％未満の場合 ②当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円未満の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。